

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 競技運営基本方針

平成29年(2017年)12月22日
第5回常任委員会決定
平成30年(2018年)7月18日
第7回常任委員会一部改正
令和元年(2019年)5月29日
第9回常任委員会一部改正

国民スポーツ大会の競技運営については、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日スポ協」という。)の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」、全国障害者スポーツ大会の競技運営については、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下「日障スポ協」という。)の定める「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」及び「同細則」に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 実施競技

国民スポーツ大会の実施競技は、正式競技、特別競技、公開競技及びデモンストラーションスポーツとする。

全国障害者スポーツ大会の実施競技は、全国障害者スポーツ大会競技規則に定められた個人競技、団体競技及びオープン競技とする。

2 競技運営の主管

正式競技及び公開競技の運営は、日スポ協加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

全国障害者スポーツ大会の個人競技、団体競技は日スポ協または日障スポ協に加盟する県競技団体が主管する。

デモンストラーションスポーツ及びオープン競技の運営は、県競技団体等が主管する。

3 競技役員等の編成

正式競技及び特別競技は、日スポ協の定める「競技役員編成基準」及び「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基

づき県が競技役員等を編成するものとする。

全国障害者スポーツ大会の個人競技及び団体競技は、国民スポーツ大会の正式競技に準じて県が編成するものとする。

公開競技は、日スポ協加盟の各競技団体の責任において編成するものとする。

デモンストレーションスポーツ及びオープン競技は、主管する競技団体等の責任において編成するものとする。

4 競技用具の整備

正式競技、特別競技、全国障害者スポーツ大会の個人競技及び団体競技の競技用具は、「令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技用具整備基本方針」に基づき、県及び会場地市町において計画的に整備するものとする。

公開競技、デモンストレーションスポーツ及びオープン競技は、主管する競技団体等で整備するものとする。

5 記録業務

正式競技及び特別競技の競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。他の競技については別に定めるものとする。

6 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の大会及び各競技に対する関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

7 その他

競技運営の諸企画及び実施に当たっては、競技団体及び関係機関と十分な連携を図るものとする。